女性活躍推進法に基づく「プラチナえるぼし」企業を認定！
金融業では中四国地方初！！
プラチナくるみんとのダブル認定は中国地方初！！

★ プラチナえるぼし認定制度とは

厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に「プラチナえるぼし」認定を受けることができます。

「プラチナえるぼし」の認定は、「一般事業主行動計画に定めた目標の達成」や「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの項目（※）全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること等が認定要件となります。

※５つの項目とは　①採用　②継続就業　③労働時間等の働き方　④女性の管理職比率　⑤多様なキャリアコース

★ プラチナえるぼし認定企業

島根労働局では、令和６年８月 19 日付で**株式会社山陰合同銀行（松江市）**を島根県内で初、金融業では中四国地方初の**「プラチナえるぼし」認定企業**として認定し、令和６年９月 24 日に株式会社山陰合同銀行 本店において認定通知書交付式を実施しました。

また、株式会社山陰合同銀行は、平成 30 年にプラチナくるみん認定企業としても認定されており、プラチナえるぼし認定と合わせた**プラチナダブル認定**は中国地方初です。

認定企業名	株式会社山陰合同銀行
所　在　地	松江市魚町 10 番地
代　表　者	取締役頭取　山崎　徹
業　　　種	金融業
労 働 者 数	2,686 人（令和６年３月 31 日現在）

≪認定評価項目の主な達成状況≫

【評価項目１：採用】
正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上
※平均値が４割を超える場合は４割
46.0％　≧　４割（産業平均値 48.8％が４割を超えるため）

【評価項目２：継続就業】
「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ８割以上
総合職　0.80　　特別技能職　2.14
専任職　1.04　　ﾊﾟｰﾄﾅｰ職員・ﾊﾟｰﾄ職員　0.80

【評価項目３：労働時間等の働き方】
労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が
全ての月において 45 時間未満

【評価項目４：管理職比率】
管理職に占める女性労働者の割合が産業平均値の 1.5 倍以上
22.3％　≧　20.85％（産業平均値 13.9％の 1.5 倍）

【評価項目５：多様なキャリアコース】
女性の非正社員から正社員への転換：９人
おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用：３人

右：株式会社山陰合同銀行　取締役専務　吉川　浩様
左：島根労働局　局長　岩見　浩史

★ えるぼし認定のメリット

- 自社の商品、広告、求人票、名刺などに認定マークを使用し、ＰＲに活用できます
- 公共調達で加点評価が得られます（詳細は各府省等で定められています。各調達の問い合わせ先にお尋ねください。）
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられます
- 賃上げ促進税制では、くるみん認定もしくはえるぼし認定（２段階目以上）を受けた事業年度に税額控除率に５％加算される場合があります

★ 株式会社山陰合同銀行プラチナえるぼし認定についての報道資料はこちらから➡

島根労働局ホームページ（報道資料）をご覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/001952044.pdf

えるぼし認定制度は
こちらから➡
（厚生労働省ＨＰ）

島根県内のえるぼし
認定企業はこちら➡
（島根労働局ＨＰ）

お問合せ・相談先
島根労働局雇用環境・均等室
ＴＥＬ　０８５２－３１－１１６１